

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人観音寺市圃場整備土地改良区から清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成23年12月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
清算人	景山 晃男	観音寺市新田町606番地	平成23年12月1日
〃	山岡 基員	〃 栗井町2080番地2	〃
〃	業天 政志	〃 新田町111番地1	〃
〃	田井 哲己	〃 〃 740番地	〃
〃	藤井 正恒	〃 〃 905番地1	〃
〃	石井 源四郎	〃 〃 864番地	〃
〃	石井 孝行	〃 〃 864番地1	〃
〃	資延 王将	〃 〃 1120番地2	〃
〃	安藤 良美	〃 栗井町2825番地	〃
〃	安藤 正則	〃 〃 2730番地	〃
〃	資延 孝行	〃 新田町1074番地2	〃
〃	小野 清隆	〃 〃 1267番地	〃
〃	小林 稔明	〃 原町515番地	〃
〃	横山 照美	〃 〃 189番地	〃
〃	二宮 敏	〃 〃 341番地	〃
〃	大矢 隆夫	〃 〃 1211番地	〃
〃	大矢 福一	〃 〃 1168番地	〃
〃	大矢 悟	〃 〃 875番地1	〃
〃	多賀 義忠	〃 〃 907番地	〃
〃	大平 勉	〃 新田町1500番地	〃